

令和6年度第1回 静岡県小売業SAFE協議会

令和6年9月11日(水) 10:00~12:00
静岡地方合同庁舎4階

協議会次第

- 1 あいさつ、労働行政の現況等
(労働災害発生状況、労働局の取組、大塚製薬株式会社との包括連携協定について)

静岡労働局労働基準部 健康安全課長

- 2 働く女性の健康維持増進の取組について

大塚製薬株式会社東海支店名古屋営業所
ニュートラシューティカルズ事業部
女性の健康推進担当 金井一記

- 3 事務局からのお知らせ

- 4 協議等

- ①SAFE 協議会構成員の任期について
- ②今年度のSAFE 協議会における取組目標について
- ③第2回協議会の開催日について



令和6年度第1回 静岡県小売業SAFE協議会

もう、チェックした？



静岡県 最低賃金

時間額

1034円

令和6年10月1日から

※ 産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

静岡県労働局



最低賃金引上げの支援策

～最低賃金改定前の申請をご検討ください～



業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。**中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。**

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・ 中小企業が利用できる
- ・ 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・ 設備投資等は、交付決定を受けた後

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。**パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。**

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・ 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・ 中小企業と大企業が利用できる
- ・ 助成額は、1人当たり定額
- ・ 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

キャリアアップ助成金

検索



相談支援

静岡働き方改革推進支援センター

検索



(R6.8)

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

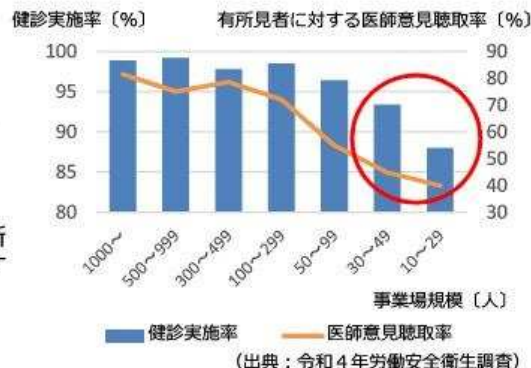
○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご利用ください。

2.医療保険者との連携

■ 医療保険者*1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス*2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご利用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら



労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手續について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- ・ 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- ・ 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- ・ 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局 広報キャラクター たしかめたん

労働者死傷病報告の主な改正点

令和7年（2025年）1月1日以降に報告される労働者死傷病報告については、電子申請による報告が適用されます。
 ※12月以前に発生した労働災害についても、1月1日以降に報告される場合は適用となります。

【主な改正点】

旧様式では手入力（自由記入可）であった箇所をプルダウン選択又はコード入力とし、分類の斉一を図ることとしました。

記載方法の問い合わせが多かった災害発生状況について、原因等の把握につなげやすくするため、5段構成の記入方法へ変更しました。

① 事業の種類

日本標準産業分類に基づいた細分類コード（4桁）又は大分類から細分類までの業種を選択すると、細分類コードが入力内容に反映されます。

② 被災者の職種

日本標準職業分類に基づいた小分類コード（3桁）又は大分類から小分類までの職種を選択すると、小分類コードが入力内容に反映されます。

③ 傷病名及び傷病部位

傷病名及び傷病部位をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

④ 災害発生状況

5段構成による記入方法となり、災害発生状況の記載を分かりやすくしました。

⑤ 国籍・地域及び在留資格

国籍・地域及び在留資格をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

The image shows a detailed view of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. Five specific areas are highlighted with red boxes and numbered 1 through 5, corresponding to the main changes listed on the right:

- ①** A box for entering a 4-digit business type code.
- ②** A box for entering a 3-digit job code.
- ③** A dropdown menu for selecting an injury name and location.
- ④** A multi-segment input area for disaster occurrence status.
- ⑤** A dropdown menu for selecting nationality, region, and residence status.

労働行政の現況（労働災害発生状況等）

令和6年度第1回静岡県小売業SAFE協議会

厚生労働省 静岡労働局労働基準部健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 労働災害発生状況
 - (1) 静岡県における労働災害発生状況
 - (2) 小売業における労働災害発生状況
 - (3) 転倒災害発生状況
 - (4) 静岡労働局ぬかづけ運動
- 2 大塚製薬との健康増進に関する包括連携協定
- 3 エイジフレンドリー補助金
- 4 SAFEアワード
- 5 全国労働衛生週間

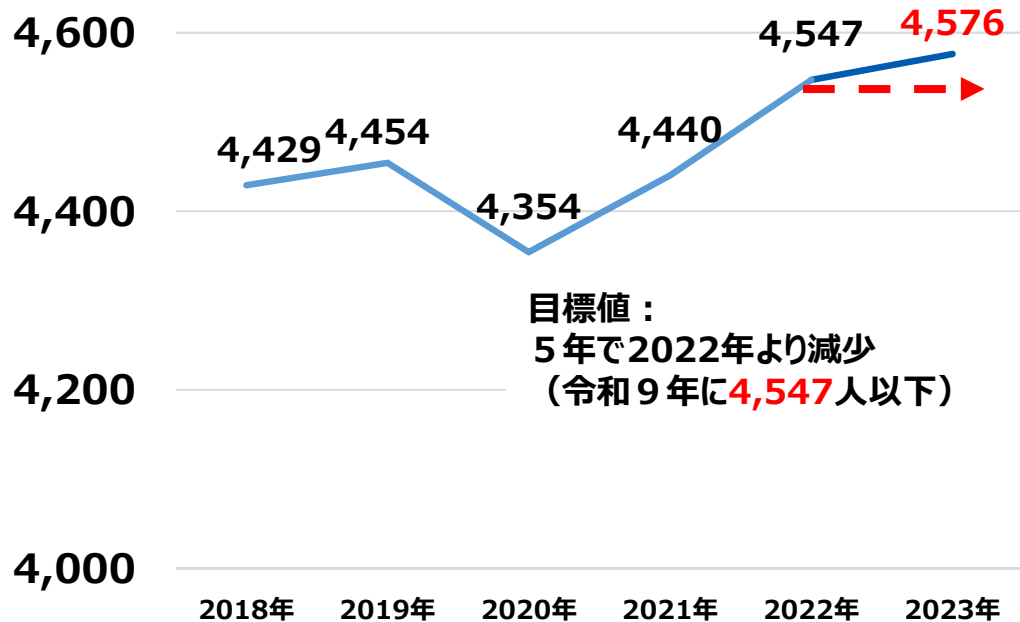
1 労働災害発生状況

(1) 静岡県における労働災害発生状況

事業者、労働者等が一体となって取り組む事項を定めた中期計画の2年目となる静岡労働局における「第14次労働災害防止計画」は、**休業4日以上**の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させることを目標に設定していますが、**増加傾向に歯止めがかかっていない**状況であり、**転倒が約4分の1を超え、動作の反動・無理な動作を合わせ4割**、墜落・転落が2番目に多い。

労働災害の推移（過去5年）

- 令和5年の**死傷者数**は前（令和4）年比で**29人（0.6%）増**

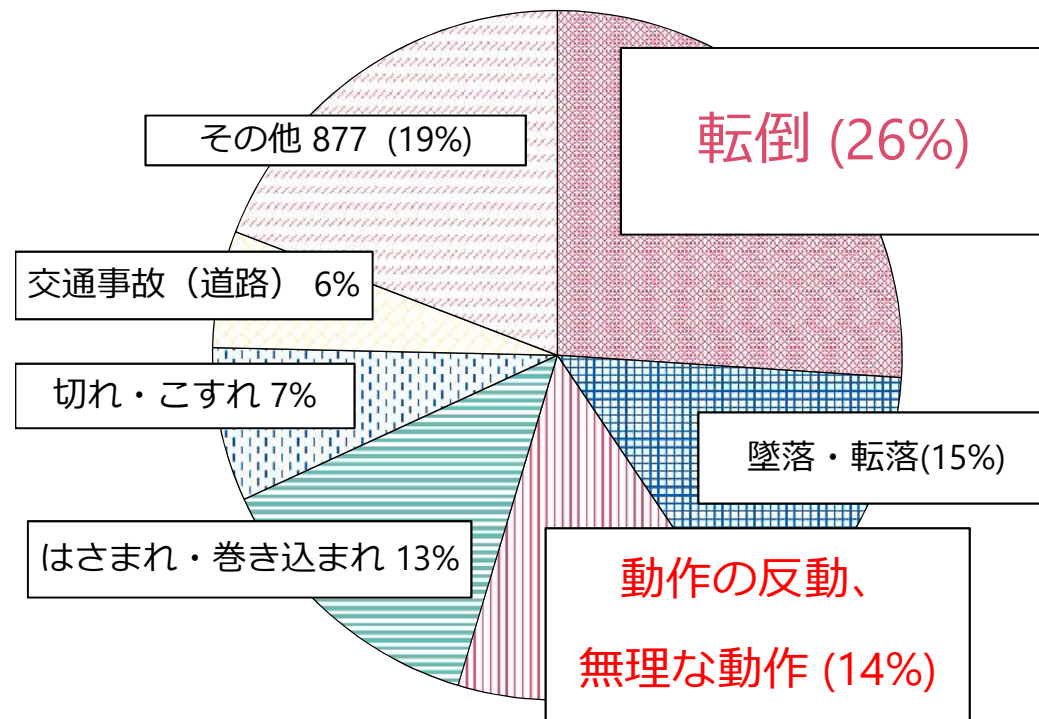


※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

出所：労働者死傷病報告

労働災害の発生原因（令和5年）

- 「**転倒**」が**26%**
- **腰痛などの「動作の反動・無理な動作」**が**14%**



出典：労働者死傷病報告

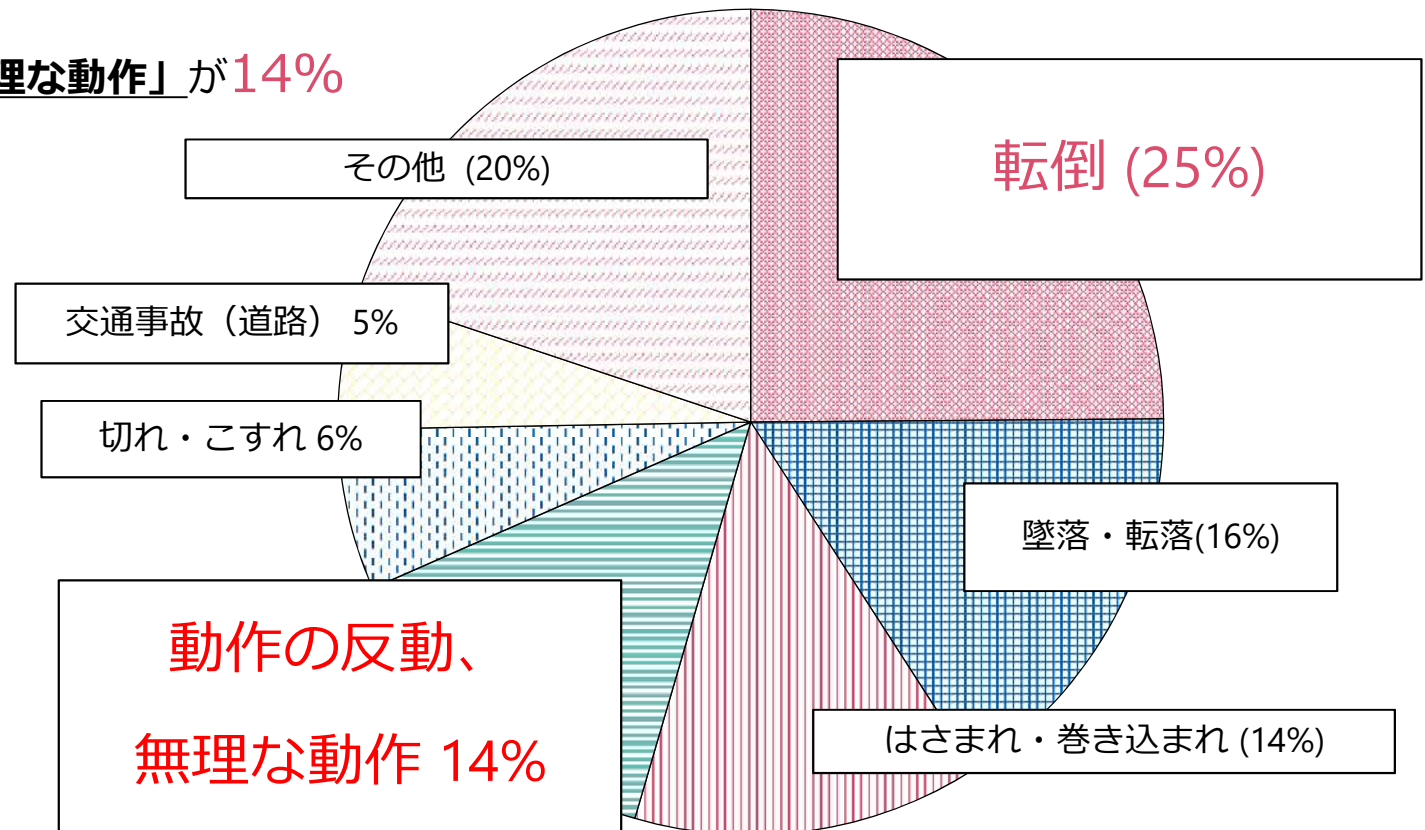
1 労働災害発生状況

(1) 静岡県における労働災害発生状況（令和6年7月末）※速報値

令和6年7月末日現在における静岡県内における休業4日以上¹の死傷者数は2,219人で、**前年同期比89人増加**となっており、**転倒が約4分の1**で最も多く、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、**動作の反動・無理な動作**の順に発生している。

労働災害の発生原因（令和6年7月末）※速報値

- 「転倒」が**25%**
- 腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**14%**



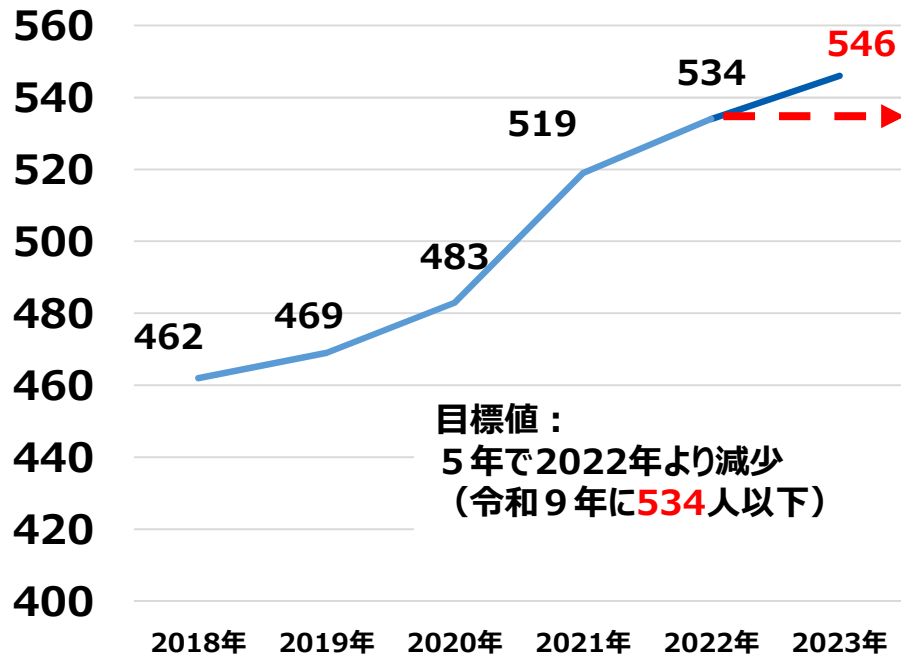
1 労働災害発生状況

(2) 小売業における労働災害発生状況

静岡労働局における「第14次労働災害防止計画」では、**小売業においても休業4日以上**の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させることを目標に設定していますが、**増加傾向に歯止めがかかっていない**状況であり、令和5年は、**転倒が約4割、動作の反動・無理な動作を合わせ5割を超えている**。

労働災害の推移（過去5年）

- 令和5年の死傷者数は前（令和4）年比で**12人（2.2%）増**



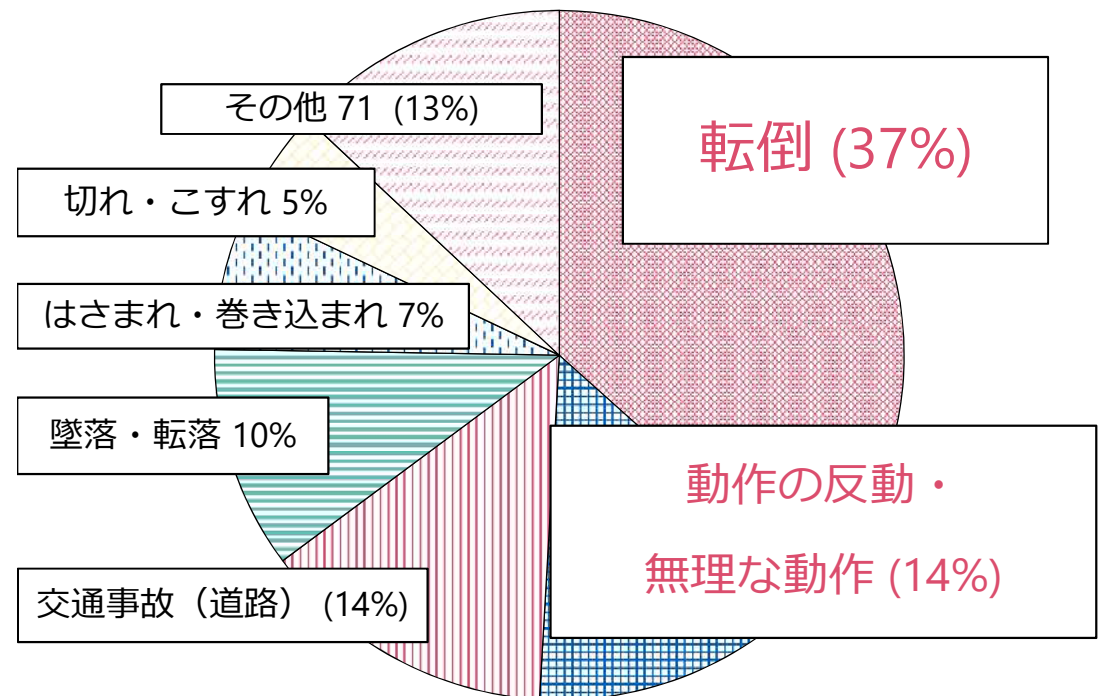
(人)

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

出所：労働者死傷病報告

労働災害の発生原因（令和5年）

- 「**転倒**」が**37%**（うち骨折などにより約60%が休業1ヶ月以上）
- **腰痛などの「動作の反動・無理な動作」**が**14%**



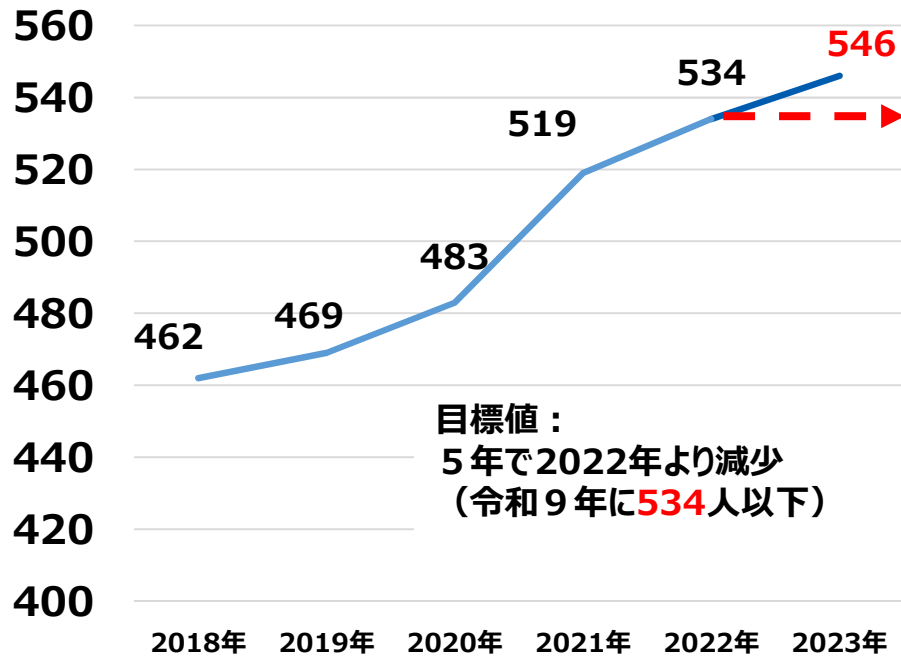
1 労働災害発生状況

(2) 小売業における労働災害発生状況

静岡労働局における「第14次労働災害防止計画」では、**小売業においても休業4日以上**の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させることを目標に設定していますが、**増加傾向に歯止めがかかっていない**状況であり、令和5年は、**転倒が約4割、動作の反動・無理な動作を合わせ5割を超えている**。

労働災害の推移（過去5年）

- 令和5年の死傷者数は前（令和4）年比で**12人（2.2%）増**



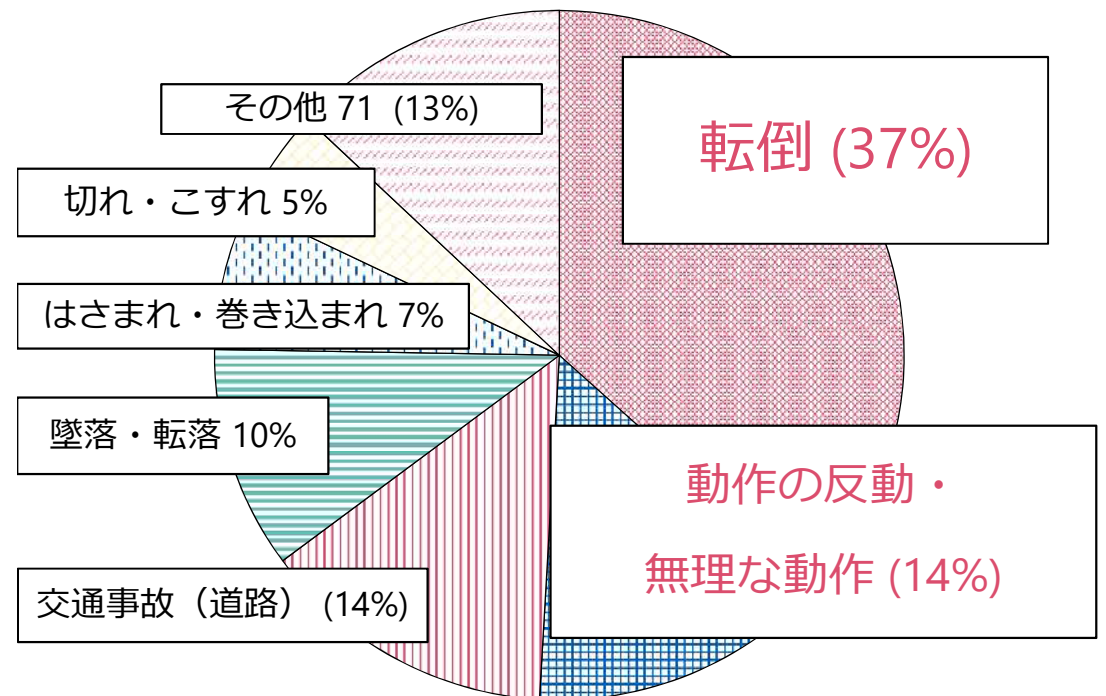
(人)

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く

出所：労働者死傷病報告

労働災害の発生原因（令和5年）

- 「**転倒**」が**37%**（うち骨折などにより約60%が休業1ヶ月以上）
- **腰痛などの「動作の反動・無理な動作」**が**14%**



1 労働災害発生状況

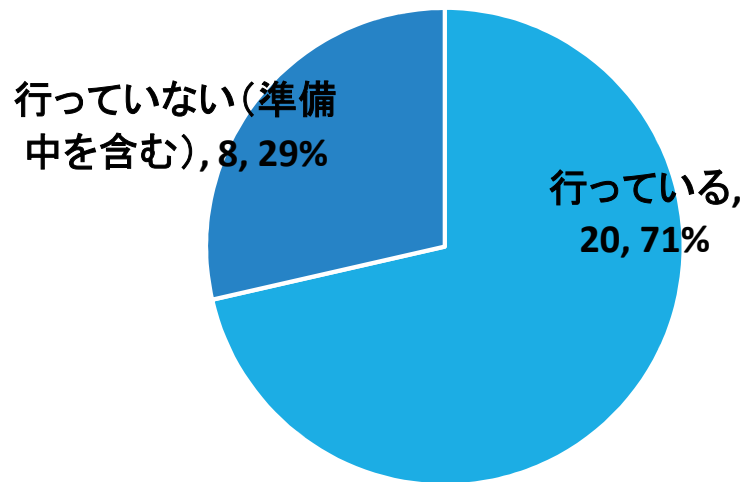
(2) 小売業における労働災害発生状況

<参考>

静岡労働局における「第14次労働災害防止計画」では、アウトプット指標として、**卸売・小売業の正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027（令和9）年までに80%以上とする。**ことを目標に設定しています。

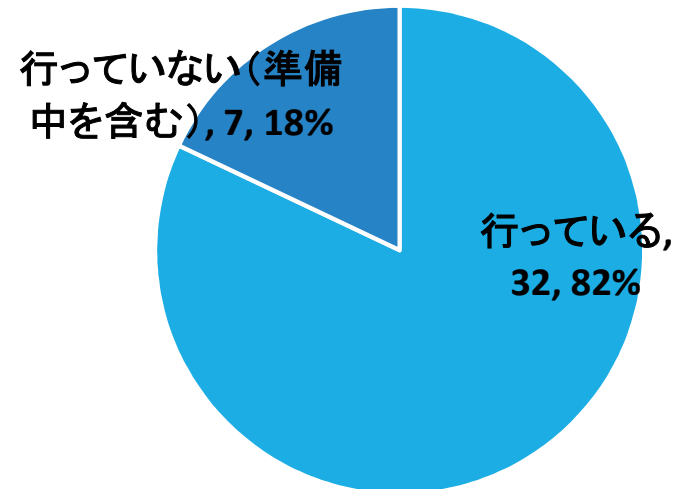
正社員以外への安全衛生教育

<令和5年度>



対象回答数:28

<令和6年度>



対象回答数:39

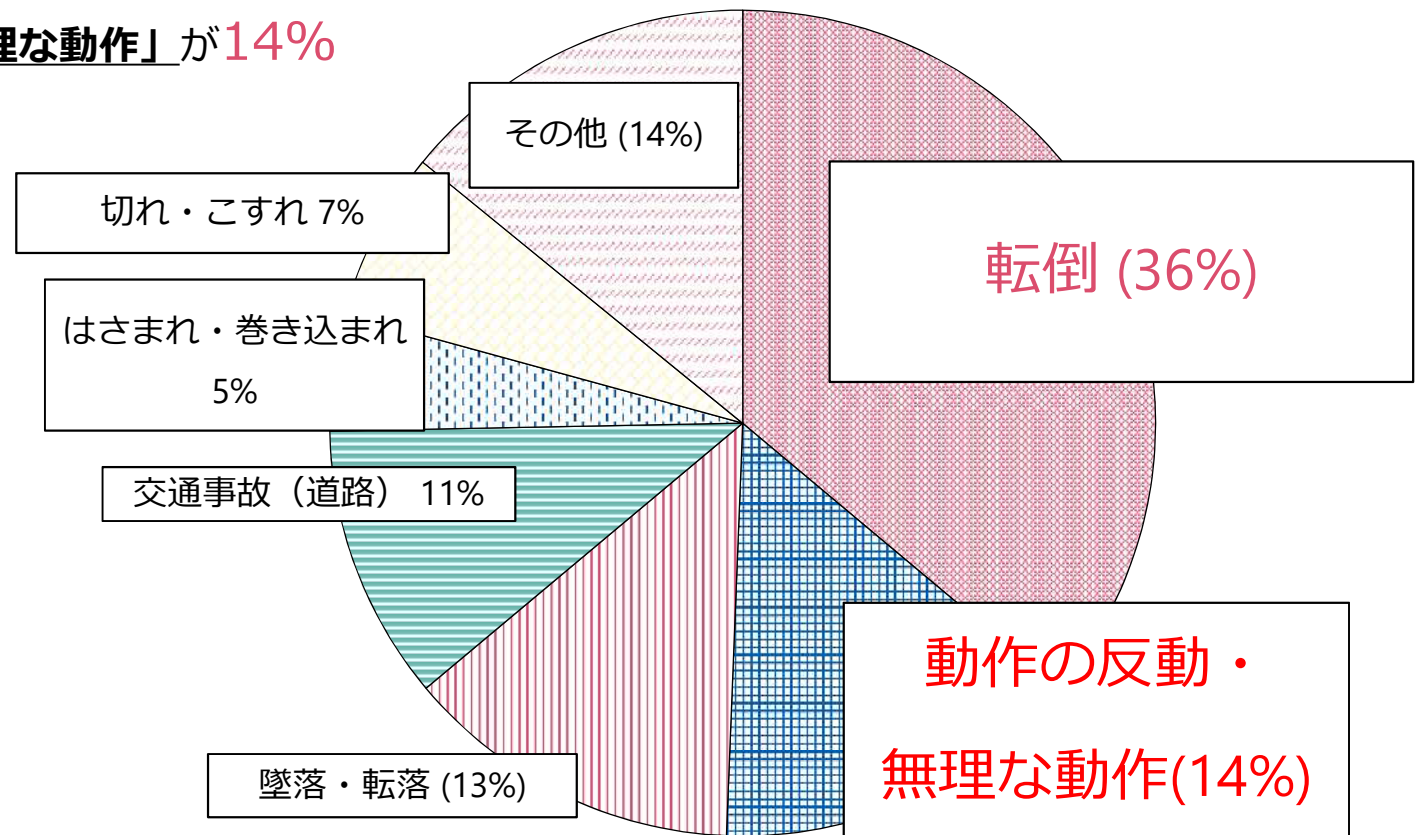
1 労働災害発生状況

(2) 小売業における労働災害発生状況（令和6年7月末）※速報値

令和6年7月末日現在の小売業における休業4日以上¹の死傷者数は241人で、**前年同期比20人減**となっている。
内訳は、**転倒が約3分の1**、**動作の反動・無理な動作を合わせ約5割**。

労働災害の発生原因（令和6年7月末）※速報値

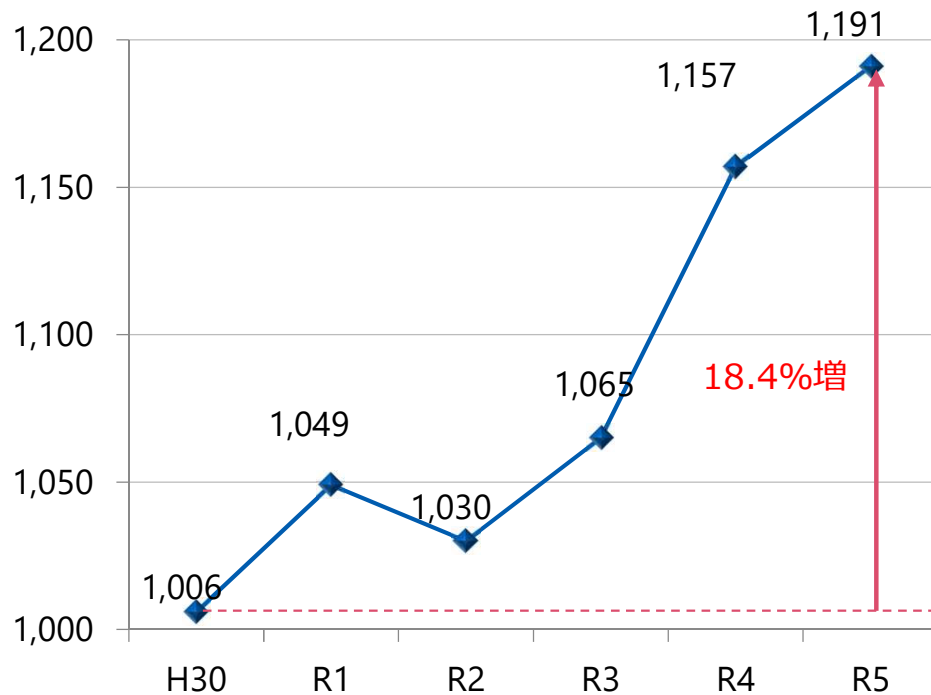
- 「**転倒**」が**36%**
- **腰痛などの「動作の反動・無理な動作」**が**14%**



1 労働災害発生状況 (3) 転倒災害発生状況

静岡県の転倒災害の推移

○ 転倒による死傷者数は、6年間で**18.4%増**

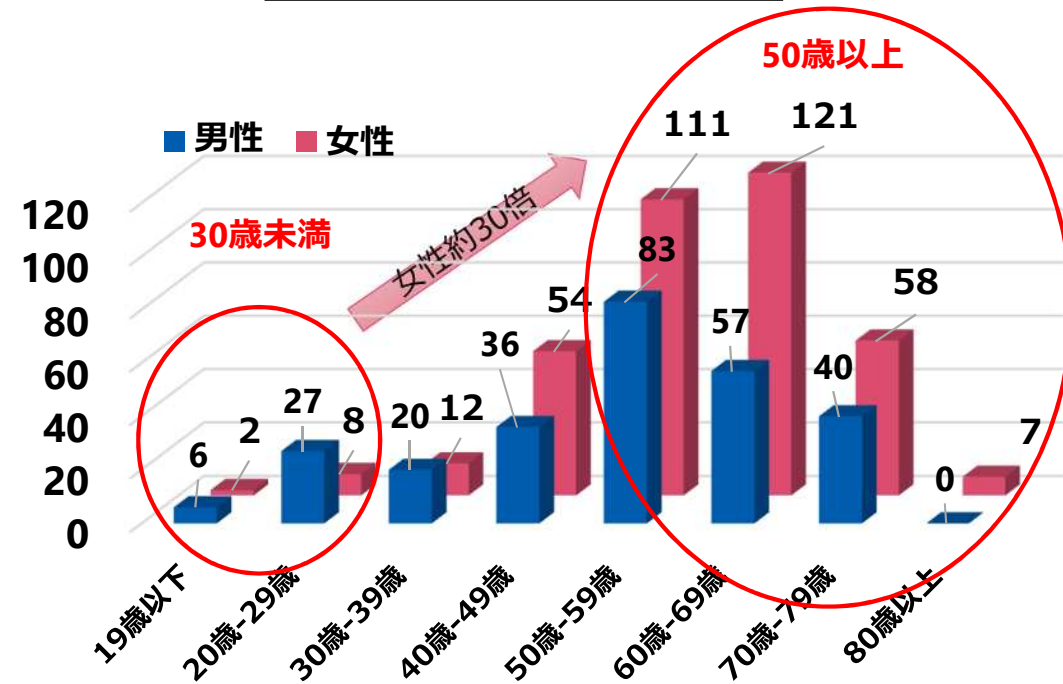


※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
出所：労働者死傷病報告

静岡県の性別・年齢別転倒災害発生状況

(令和6年7月末日現在) ※速報値

○ 高年齢になるほど転倒災害は増加傾向となり、高年齢の女性の増加率は特に高い



データ出所：労働者死傷病報告（令和6年7月末日現在）

1 労働災害発生状況

(4) 静岡労働局ぬかづけ運動

職場の安全対策を!



「静岡労働局ぬかづけ運動」実施中!

転倒災害を防止しよう!



ぬれた場所

床の水たまりや水、油、粉類など危険な状態を見つけ、対策を講じていますか?



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒リスクの高い箇所に対して対策を講じてしますか?



かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業への意識づけ、教育などを行っていますか?



毎日の運動

ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう!

静岡県内における労働災害（令和5年 4,576件）



静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

静岡県内における令和5年の転倒災害1,191件の内訳



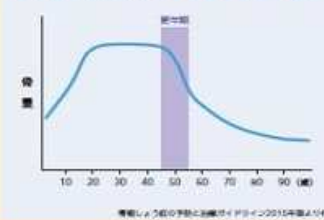
転倒災害の約6割が女性で、内8割以上が40代以上であり、約6割が休業1月以上となっています。

Column エコオール10mgを12ヶ月摂取すると骨密度の減少率を抑えられたというデータがあります。

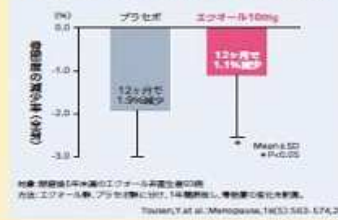
女性ホルモンに似た働きをする注目の成分「エコオール」とは、エコオールとは、大豆イソフラボン的一种であるダイゼインが腸内細菌によって代謝され生まれる成分です。このエコオールこそが、エストロゲンと似た働きをすることがわかっています。ただしエコオールを作れる人の割合は、日本人で約5割といわれています。若い年代の人では20~30%の人しか作れません。エコオールを作れる人でも、大豆食品の摂取を心がけ、体内にエコオールがある状態を保てるようにサプリメントなどから摂取することをオススメします。



更年期にさしかかると骨量は急激に減少



エコオールが骨密度の減少を42%抑制



10月10日は『転倒予防』の日

- 中央労働災害防止協会「STOP! 転倒災害プロジェクト」
<https://www.iisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>
- 一般社団法人 日本転倒予防学会 <http://www.tentouyobou.jp/>



※転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の理事長 武藤芳照氏です。

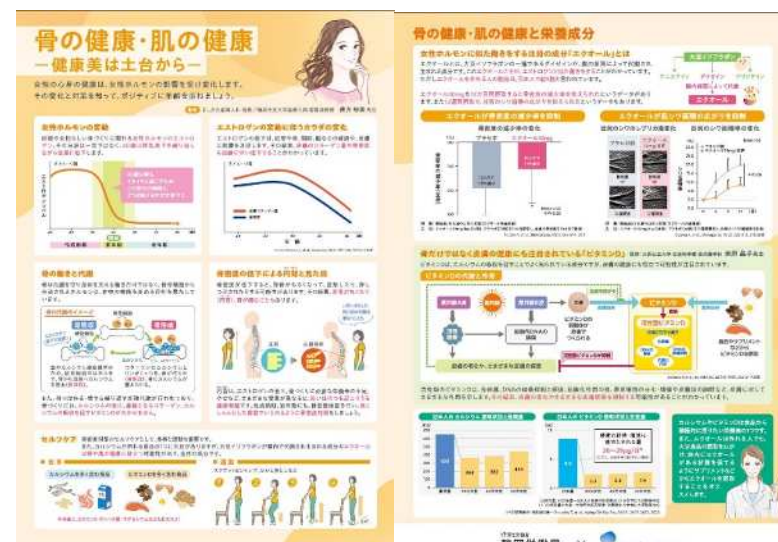
静岡労働局 労働基準部 健康安全課
静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 TEL 054-254-6314 [R6.05]
静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

2 大塚製薬との健康増進に関する包括連携協定

締結の目的：働く世代の健康づくりのための連携・協力

<連携事項>

1. 女性の健康維持増進に関すること
2. 熱中症対策に関すること
3. 健康経営の普及・促進に関すること
4. その他、締結の目的の達成に資すること



静岡県 × 静岡県労働局 × Otsuka 大塚製薬 は 熱中症対策を推進しています。



4/28静岡新聞

5/7日本経済新聞電子版



3 エイジフレンドリー補助金

中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度（2024年度）版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	補助率：1/2	補助率：3/4	
補助上限額	上限額：100万円 (消費税を除く)	上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

① 高齢労働者の労働災害防止対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）（※1）
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置（※1）
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

（※1）法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入

(イ) 重荷物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（腰痛予防対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重荷物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策（熱中症防止対策）

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場（※2）における休憩施設の整備
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入（初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外）

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策（交通災害防止対策）

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策（高所作業台の導入、重荷物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・ 専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

「転倒防止」・「腰痛予防」のための
 身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り（オンライン開催等も含む）
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です（メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください）



3 エイジフレンドリー補助金

③ コラボヘルスコース 【対象：全ての労働者】

「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

● 具体的には、次のような取組が対象となります ●

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等
(オンライン開催、eラーニング等も含む)
➔ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
※初期導入費用のみ
パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置(健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く)

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q&Aをご確認ください ➔



申請に当たっての注意事項 (申請方法等は次頁をご確認ください)

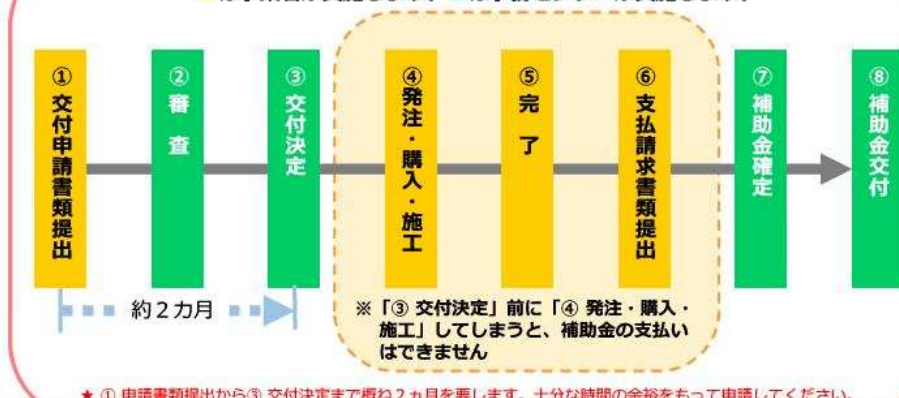
- ◆ この補助金は「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。
(注) 申請内容等の確認のため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金(助成金を含む)が交付されている場合(もしくは交付される予定がある場合)は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です(10月申請分除く)。なお、不交付決定(不採択)がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請 (必要な場合に手続きしてください)】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➔ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください(申請書類の郵送やメール送付は行っておりません)
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ&Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日(当日消印有効)

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください	
	関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります(メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話: 03(6381)7507 FAX: 03(6381)7508	電話: 03(6809)4085 FAX: 03(6809)4086
受付時間	平日10:00~12:00/13:00~16:00 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません) <8月13日~8月16日(夏季休暇)、12月30日~1月3日(年末年始)を除く>	

4 SAFEアワード



サービス産業
製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、運輸業・郵便業等



上記2分類のうち、当てはまる業種分類をお選びください。

安全な職場づくり部門

企業等関連携部門

エイジフレンドリー部門

労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に取組内容を応募いただき、優れた取組を部門別に表彰いたします。

応募期間：令和6年 **9月** → **11月** (予定) 結果発表：令和7年2月(予定)

【コンソーシアムについて】全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト



SAFEコンソーシアム

AWARDS 2024年度

SAFEアワードについて

労働災害防止等に向けた取組を実施している企業・団体の皆様から、その取組内容を応募いただき、一般投票等を行い、部門別に表彰するものです。表彰された取組についてはSAFEコンソーシアムポータルサイトへの掲載及び受賞ロゴを付与させていただきます。また、受賞者には表彰状・盾をお送りいたします。*複数部門に応募可能です。



サービス産業

製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、運輸業・郵便業等

安全な職場づくり部門賞

労働災害防止の取組全般に関するもの

企業等関連携部門賞

複数の企業、団体等の連携による労働災害防止の取組に関するもの

エイジフレンドリー部門賞

特に青年労働者の労働災害防止の取組に関するもの

上記2分類のうち、当てはまる業種分類をお選びください。

コンソーシアム設立の背景・目的

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いです。しかし今、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、転倒や腰痛などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。SAFEコンソーシアムは、このような課題の解決を進めるため、「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、社会全体として安全で安心して働ける職場づくりのプライオリティを上げ、加盟者が互いの知恵を共有しながら取組を進めていこうとするものです。

加盟メリット

- ロゴマークの掲示や「SAFEアワード」による労働安全衛生への取組のPR
- 加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少
- 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチング

取組

- | | |
|---|---|
| 1 加盟メンバーの地位向上 (ロゴマークの利用、コンソーシアムの活動の発信) | 2 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信 (SAFEアワード) |
| 3 コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出 (シンポジウム) | 4 加盟メンバー間的好取組事例や労働災害防止対策サービスの共有 (掲示板「Team Good SAFE」) |

SAFEコンソーシアムポータルサイト <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから <https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFEコンソーシアム X @safe_mhlw https://twitter.com/safe_mhlw



5 全国労働衛生週間

事業者の皆さまへ

第75回 全国労働衛生週間

2024（令和6）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン
推してます
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 化学物質による健康障害防止対策
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 石綿による健康障害防止対策
- 女性の健康課題への取組
- 職場の受動喫煙防止対策

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.ihhas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



■団体経由産業保健活動推進助成金
<https://www.ihhas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」では、化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001087637.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体がコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

